

## 『Piece』

|               |  |
|---------------|--|
| 商品名           | 『Piece』  |
| 対象者           | 以下のすべての条件を満たす法人のお客様が対象となります<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫に口座を有する（または同時に開設可能な）法人の方</li> <li>・当金庫の会員資格を有する法人の方<br/> ※登記住所、営業地のいずれかが当金庫の営業地区内（神奈川県横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡、高座郡、愛甲郡愛川町、東京都大田区、東京都町田市）にある法人の方</li> <li>・申込時満18歳以上の代表権を有する方が連帯保証人となれる法人の方</li> <li>・株式会社クレディセゾンの保証を受けられる法人の方<br/> ※業歴満2年未満の場合は、当金庫や商工会議所・商工会等が関与した創業計画が作成され、ご提出可能な法人の方<br/> （注）営業地区内であっても、登記住所、営業地が取扱店から遠方など、取扱できない場合があります。</li> </ul> |
| 資金使途          | 事業性資金  |
| 融資金額          | 10万円以上500万円以内。<br>※業歴満2年未満の法人の方は10万円以上200万円以内となります。<br>※1万円単位でのお申込みとなります。  |
| 融資期間          | 【元金均等割賦返済方式の場合】<br>6ヵ月以上10年以内 ※業歴満2年未満の法人の方は5年以内となります。<br>【期日一括返済（毎月利払い方式）の場合】<br>1年以内   |
| 融資利率          | 審査結果により年利5%、8.5%、13.5%のいずれかとなります。  |
| 融資利率タイプ       | 固定金利型  |
| 返済方法          | 毎月元金均等割賦返済方式もしくは期日一括返済（毎月利払い方式）となります。  |
| 返済回数          | 毎月元金均等割賦返済の場合6回以上120回以内となります。ただし、業歴満2年未満の法人の方は6回以上60回以内となります。期日一括返済（毎月利払い方式）の場合1回となります。  |
| 返済日           | 6日、16日、26日のいずれかをお選びいただけます。<br>※ご返済日が当金庫の休業日の場合は、翌営業日となります。   |
| 手数料等          | ご融資実行時に新規実行手数料2,200円（但し新規融資取引される場合は別途11,000円）をご負担いただけます。また、契約書印紙代をご負担いただけます。   |
| 保証会社          | 株式会社クレディセゾン  |
| 保証人           | 法人代表者1名（申込時満18歳以上）   |
| 保証料           | 保証料は融資利率に含まれております。   |
| 担保            | 不要です。  |
| 必要書類          | ・決算書2期分・履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）・連帯保証人になられる方の顔写真付本人確認書類（運転免許証等）・許認可が必要な事業の場合、許認可証・その他審査に必要となる書類（業歴満2年未満の場合における創業計画書、開業届、設備資金の見積書や税金の納付書等、お客様の状況によりお願いする場合があります）  |
| 苦情処理措置・紛争解決措置 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置<br/> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-828-833）にお申し出ください。</li> <li>・紛争解決措置<br/> 神奈川県弁護士会（電話：045-211-7716）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお問い合わせください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</li> </ul>              |

|     |   |
|-----|---|
|     | <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しきん相談所にお問合せください。</p> |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"><li>・お申込みの際は事前に審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。</li><li>・ご返済額の試算については、当金庫の本支店にお問い合わせください。</li></ul>  |

このまちの未来をともにつくる



横浜信用金庫